

## 大田区南六郷創業支援施設「六郷 BASE」使用者募集について

### 1 募集室

- (1) オフィス 12室 (301～312号室)
- (2) シェアードオフィス 8ブース
- (3) コワーキングスペース

### 2 対象者

次の(1)～(4)を満たす者

- (1) 個人又は中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。
  - ア 区内で創業しようとする者
  - イ 創業後おおむね5年以内の者
  - ウ 新分野に進出しようとする事業経営者又は事業経営者グループ
- (3) 支援施設の使用に適し、他の使用者の操業又は営業及び近隣住民の生活に支障を来すおそれがなく、かつ、支援施設全体の管理運営に支障がないと認められる業態であること。
- (4) 事業税及び住民税を滞納していないこと。

### 3 入居期間

3年間(ただし、更新審査により最長2年間の延長ができます。)

### 4 募集方法

区報及びホームページにて募集する。

### 5 スケジュール(予定)

令和3年7月5日～8月16日	募集期間 ※コワーキングスペースは7月5日以降、随時募集
令和3年8月17日～8月下旬	第一次審査(書類審査)
令和3年9月上旬	第二次審査(面接審査) ※オフィス、シェアードオフィスのみ
令和3年10月1日	使用開始